

(※指定都市市長会同時発表)

「第48回指定都市市長会議」の開催結果について

本日、11月18日(月)に、指定都市市長会(会長:林 文子 横浜市長)は、東京都内で「第48回指定都市市長会議」を開催し、「新たな日米貿易協定に係る農林水産業分野の国内対策に関する指定都市市長会要請」等、4項目の要請・提言を採択しました。

なお、近日中に、国等へ提言書を提出する予定です。

指定都市市長会議において採択された提言

- 1 新たな日米貿易協定に係る農林水産業分野の国内対策に関する指定都市市長会要請
- 2 公共施設等の長寿命化に関する指定都市市長会要請
- 3 医療提供体制の確保に関する指定都市市長会提言
- 4 これからの我が国を担う子どもたちの人生を応援するための指定都市市長会要望

※詳細については、添付資料を御参照ください。

お問合せ先

政策局大都市制度推進課長 高橋 佐織 Tel 045-671-4323

新たな日米貿易協定に係る農林水産業分野の 国内対策に関する指定都市市長会要請

新たな日米貿易協定は、令和元年9月26日に安倍総理大臣と米国のトランプ大統領による首脳会談で最終合意し、現在、国会において審議されている。

今回の日米貿易協定については、農林水産品に係る日本側の関税について、TPPの範囲内とすることができたとされているが、TPP11、日EU・EPAに続く今回の日米貿易協定により、農林水産物の価格低下等が懸念され、国内の農林水産業は、新たな国際環境の中でこれまで以上に厳しい競争下に置かれることになる。

地域の経済を支え、地域社会の維持とも密接に関わる農林水産業が、地域の特性を生かしながら将来にわたり発展し、その重要な役割を果たしていくことができるよう、下記の点について特段の配慮と対応を要請する。

- 1 地方自治体や農林漁業関係者に対して、今回の日米貿易協定の内容及び国の対策について分かりやすい説明を継続的に行い、関係者の不安の解消を図ること。
- 2 各地域において農林水産業が魅力ある成長産業となるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」等に基づき、農林水産業の潜在力を最大限に引き出すための施策の充実、予算の確保など万全の対策を将来にわたり実施すること。

令和元年11月18日

指定都市市長会

公共施設等の長寿命化に関する指定都市市長会要請

我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期の人口増加に伴い集中的に整備され、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなり、急速に老朽化が進んでいく見込みである。2040年代には、国や地方自治体等の道路・橋梁、河川、下水道、公園等の維持管理・更新費が現在の約1.4倍となりピークを迎えるとの推計もある。一方、更新需要が高まる中、人口減少・少子高齢化の急速な進行は、利用者や維持管理等を行う専門人材の減少を招くことが予想される。

地方自治体においては、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定、予防保全型の維持管理、施設の統廃合等に取り組んでいるところである。取組にあたっては、地域住民の理解を得ながら丁寧に進める必要もあり、また、各公共施設等のライフサイクルも勘案した中長期的な取組となることから、継続的かつ安定的な財源の確保や効率化・省人化が可能な維持管理等の手法開発が必要不可欠である。

特に、指定都市は、日本の総人口の20%を超える約2,700万人が居住しており、各圏域を牽引する中枢都市として生活環境の整備、都市機能の充実など、大都市特有の財政需要がある。また、地価や物価が相対的に高く、維持管理・更新費についても高コストとなるため、公共施設等の老朽化への対応は、まさに喫緊の課題である。

このような状況の中、本年9月の台風第15号、そして10月の台風第19号が、東日本を中心に日本各地に甚大な被害をもたらすなど、近年、全国的に大規模災害が発生しており、地方自治体は、公共施設等の強靱化も含めて老朽化に対応しなければならない。

については、この課題に対して、指定都市をはじめとした地方自治体が中長期的な視点をもって戦略的に取り組み、今後のニーズに即して必要となる都市機能・生活機能が確保された持続可能な地域社会を実現できるよう、次のとおり要請する。

1 公共施設等総合管理計画に基づく取組の財源確保

地方自治体においては、今後、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の取組が本格化することから、必要な財源を安定的に確保すること。

また、国民の生命と暮らしを守るためには、公共施設等の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕・更新等に必要な財源を安定的に確保すること。

2 公共施設等適正管理推進事業債の対象範囲の拡大・時限措置の撤廃

公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、災害対策等において重要な役割を担う区役所や消防署など、公用施設も対象とするとともに、中長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要があることから、時限措置ではなく、恒久的な措置とすること。

3 公共施設等のメンテナンスに係る支援

ライフサイクルコストの縮減に向け、有用な新技術における積算基準類の整備や導入のためのマッチング支援など、地方自治体が産学官民の優れた技術や知見を広く活用できるよう、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供をすること。

令和元年11月18日
指定都市市長会

医療提供体制の確保に関する指定都市市長会提言

人口構造の変化等に伴い、地域の医療を取り巻く状況が厳しさを増す中で、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築の推進が求められ、さらには、平成30年度には、安定的な財政運営や効率的な事業運営のために、国民健康保険の運営が都道府県単位化されたが、こうした状況下における医療提供体制については、病床の機能分化や医療機関等の連携強化等により、より質が高く効率的なものとしていくことが喫緊の課題である。

こうした課題の解決に当たっては、住民の理解を得ながら、大都市に集積する傾向にある医療資源を適切に活用することが重要であり、その推進のために、都道府県が定めることとなっている地域医療構想を含む医療計画について、地域の実情を把握し、医療政策の実績も有している指定都市が直接的に関わることが必要不可欠である。

しかしながら、医療法等の法令上、指定都市については、その果たすべき役割が明確にされておらず、有効な医療政策を主体的に展開する権限も付与されているとは言い難い。「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現を目指す指定都市が、地域の実情に応じて必要な権限を行使し、より主体的に医療政策を展開できるようにするため、次のような法制上及び財政上の措置を講ずるよう提言する。

- 1 都道府県及び指定都市のそれぞれが医療提供体制の確保に関して果たすべき役割を明確化し、指定都市については、地域の実情に応じて、二次医療圏等の住民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保等に努めなければならない旨を定めること。
- 2 都道府県は、医療計画を定めようとするときは、その区域内の市町村に協議しなければならないこととする。
- 3 希望する指定都市は、地域の実情に応じて、法定の医療計画を定めることができることとする。その場合には、当該指定都市を包括する道府県に協議しなければならないこととしつつ、病院の開設許可等に際して当該道府県の同意を求めることを不要とすること。また、当該指定都市に対し、必要な権限（医療審議会や地域医療構想調整会議の設置、医療機関に対する勧告・命令等）を付与すること。
- 4 地域医療介護総合確保基金については、指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。なお、希望する指定都市については、地域医療介護総合確保基金を設けることができるようにすること。

令和元年11月18日
指定都市市長会

これからの我が国を担う子どもたちの人生を応援するための指定都市市長会要望

今、学校や幼稚園・保育所等で学んでいる子どもたちは、これからの持続可能な社会を担っていく主人公である。そして人生100年時代の中で、22世紀をも生きる子どもたちの幸福な人生の基盤・土台となる力を育てていくこと、また、「子どもが自ら問いを立て、考え、主体的、協働的に学ぶ」教育活動を推し進め、子どもたちに内在する生きる力を引き出すとともに、その人生を応援することが、教育の重要な使命であり、課題である。まさに、教育は、「人づくり」、「社会づくり」の根幹であり、“誰一人取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsにおいても、17の国際目標の1つに「質の高い教育をみんなに」が掲げられている。

こうした認識の中、指定都市では、これまで各都市が明確な理念の下に、創造的な教育改革を市民ぐるみで実践してきた。また、今般、新たに作成した取組事例集「これからの教育について」により成功事例や課題を共有し、互いに学び合い、更なる改革を進めることを確認したところである。

一方、OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2018では、我が国は、他の参加国・地域に比べ、圧倒的に教員の事務業務及び授業計画準備の時間が長く、子どもと過ごす時間が不足していることが明らかになっている。また、教員以外の専門職員の不足やICT活用の頻度の少なさが課題となっている。

ついては、予測困難な未来を生きる子どもたちが、よりよい教育を通じて、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることを目指した新しい学習指導要領の下、指定都市をはじめとする基礎自治体において、子どもたち一人一人を社会総がかりで応援する学校の体制を整えるため、下記のとおり要望する。

記

子どもたちが、予測できない社会の変化を前向きに受け止め、自ら問いを立て探求心を発揮し、様々な課題に主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための力を身に付けることのできる学校づくりに向け、常勤のスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、日本語学習の支援員など多様な専門職の確保、教員と児童生徒がともに過ごす時間を確保するための教職員定数の抜本的改善、ICT環境の飛躍的な充実と教職員のICT活用研修体制の確立等のために必要な財政措置を行うこと。

令和元年11月18日
指定都市市長会